

Cool X Wallet サービス約款

第1章 趣旨・定義

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、株式会社 SBI BITS（以下「当社」といいます。）がお客様に提供するハードウェア・ウォレット「Cool X Wallet」（以下「CXW」といいます。）に関するサービスについて、当社とお客様との権利義務関係を明確にすることを目的とします。

(定義)

第2条 この約款では、以下の用語は次の意味で使います。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 「CXW」 | 動産としての SBIVC が指定したハードウェア・ウォレット |
| (2) 「CXW 仮想通貨」 | CXW アドレスに記録された仮想通貨 |
| (3) 「CXW 秘密鍵」 | CXW に格納された秘密鍵 |
| (4) 「CXW アドレス」 | CXW 格納秘密鍵に係るアドレス |
| (5) 「CXW シード」 | CXW 格納秘密鍵を再製するためのシード |
| (6) 「SBIVC」 | 当社の関連会社であり、仮想通貨取引サービスを提供する SBI バーチャル・カレンシーズ株式会社 |

第2章 利用申込み

(申込等)

第3条 お客様は、当社所定の方法により、当社に CXW サービスの利用を申し込むものとし、当社が承諾した場合にのみ、CXW サービスを利用することができます。

2 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反

社会的勢力であることが判明した場合

- (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
 - (3) SBIVC が適当と認める本人確認手続を経て、SBIVC の仮想通貨取引口座を開設されていない場合
- 3 CXW サービスは、当社が第 1 項の申し込みを受付け、所定の手続きを完了した時以降に利用を開始します。
- 4 CXW サービスのご利用に必要な通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。

(情報共有の同意)

- 第 4 条 お客様は、CXW サービスの申し込みにあたって、SBIVC が保有するお客様の情報のうち取引情報を除くお客様の情報を、CXW サービスの提供のために必要な範囲で、SBIVC が当社と共有することにつき、ご同意いただいたものとします。
- 2 お客様は、CXW サービスの申し込みにあたって、当社が保有するお客様の情報を、CXW サービスの提供のために必要な範囲で、SBIVC と共有することにつき、ご同意いただいたものとします。

第 3 章 CXW サービス

(サービスの概要)

- 第 5 条 この約款では、以下のサービスをご提供します。以下「CXW サービス」と総称します。
- (1) CXW の貸与サービス (第 6 条から第 9 条まで)
CXW をお客様に貸与するサービスです。
 - (2) CXW シードの管理サービス (第 10 条)
CXW の紛失などにより CXW を使えなくなった場合、お客様ご自身で CXW 仮想通貨を CXW アドレスから取り出すことができなくなります。CXW 仮想通貨を取り出すためには、CXW 秘密鍵と同じ秘密鍵を

再製する必要があります。これは CXW シードを使うことで可能です。
CXW 秘密鍵を再製するために、当社は、お客様に CXW シードの管理
サービスを提供します。

(3) CXW 仮想通貨の回復サービス (第 11 条)

実際に、CXW を紛失などされた場合は、CXW シードの管理サービス
により当社が管理しているシードを使って秘密鍵を再製後、再製され
た秘密鍵を使って CXW 仮想通貨をお客様が直接に管理されているア
ドレスに送付します。

- 2 前項各号のサービスは、分割して申し込むことはできず、一括してのみお申
し込みいただけます。

(CXW の郵送)

第 6 条 当社は、お客様に対して CXW を郵送します。

- 2 CXW の郵送先は、当社の指定する方法でお客様から申告された住所とします。

(CXW の所有権の帰属等)

第 7 条 CXW の所有権は当社に帰属します。

- 2 当社は、お客様に対して CXW を貸与します。
- 3 お客様は、善良な管理者の注意をもって CXW を管理するものとします。

(CXW の使用方法)

第 8 条 お客様は、CXW を <https://www.sbicxw.com/>又は当社が別途指定するウェブ
サイト (以下、併せて「当社ウェブサイト」と総称します。) に掲載された使
用方法に従って使用するものとします。

- 2 お客様にお届けした CXW のユニークペアリングコードは、お客様の SBIVC の
取引画面において表示します。
- 3 当社からの CXW に関連する情報は、当社ウェブサイトを通じてお知らせしま
す。
- 4 お客様が貸与を受けた CXW について不具合等が発生した場合、当社は、当社
ウェブサイトを通じてお客様にお知らせするコールセンターにて、不具合等の
詳細を聴き取ったうえで、不具合等の解消のための措置をとるものとします。
ただし、第 1 項所定の使用方法に違反して使用したことに起因する不具合等に

については、お客様に修理費用のご負担等をお願いすることがあります。

5 お客様は CXW につき以下の行為を行うことを禁止されます。

- (1) CXW をお客様以外の第三者に譲渡すること
- (2) CXW の占有をお客様以外の第三者に移転すること
- (3) CXW をお客様以外の第三者に使用させること
- (4) CXW に質権その他の担保権を設定すること

(CXW 秘密鍵の使用権限)

第 9 条 CXW 秘密鍵の使用権限は、お客様に帰属します。

2 お客様は、当社の関与なく、CXW 秘密鍵のみで、CXW アドレスに記録された仮想通貨を送付することができます。

(CXW シードの管理委託)

第 10 条 当社は、秘密鍵の再製を実施するために、CXW シードをお客様の委託を受けて管理します。

(CXW 仮想通貨の回復)

第 11 条 お客様は、CXW の紛失その他当社が適当と認める事由により CXW を使うことができなくなった場合、当社に対して、当社指定の方式で、CXW 仮想通貨の回復を申し込むことができます。

2 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の CXW 仮想通貨の回復を行わないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は CXW 仮想通貨の回復を行わないことがあります。

- (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
- (3) お客様ご本人による CXW 仮想通貨の回復の申し込みであることを確認できない場合

- 3 第1項に基づく申し込みにあたって、当社の提供する Cool X Wallet 又はその他の SBIVC が指定するウォレット（以下「代替ウォレット」といいます。）の利用申込みを完了しなければならないものとします。代替ウォレットに係るサービスの対価等は、その代替ウォレットに係るサービスに関する約款の定めに従います。
- 4 当社は、当社の指定する手順により、CXW 仮想通貨の回復（CXW シードを使って CXW 秘密鍵を再製し、CXW 仮想通貨を代替ウォレットに送付する方法での CXW 仮想通貨の回復）を行います。
- 5 当社が認める場合を除き、お客様は、当社の指定する方法及び態様以外で、ウォレット格納秘密鍵に係るアドレスに記録された仮想通貨の回復を求めることができません。

（CXW 仮想通貨の預託ではないことの確認）

- 第12条 お客様は、CXW サービスにより、当社が CXW 仮想通貨の預託を受けるものではなく、当社は CXW 仮想通貨をお客様に返還する義務を負わないことを理解したことを確認します。

（CXW サービスの期間）

- 第13条 CXW サービスの期間は、CXW がお客様のお手元に届いた日の属する月の翌月1日から24か月間とします。

（再委託）

- 第14条 当社は、第10条に基づく CXW シードの管理及び第11条に基づく CXW 仮想通貨の送付を、当社が適当と認める第三者に再委託することができます。
- 2 前項に基づき当社の業務を第三者に再委託した場合は、当社が再委託先を管理する責任を負います。

（CXW サービスの対価など）

- 第15条 お客様は、CXW サービスの対価として、7,200円（税抜）を当社に支払うものとします。かかる対価は、第13条所定の CXW サービスの期間である24か月に対応して24回の分割払いとします。このため、お客様は、当社に対して、毎月300円（税抜）を支払うものとします。

- 2 前項に基づく CXW サービスの対価の支払は、当社指定の時期及び方法によるものとします。
- 3 CXW 仮想通貨の回復のために発生する費用（CXW 仮想通貨を代替ウォレットに送付するための手数料など）は、お客様の負担とします。

第5章 CXW 仮想通貨の送付

（CXW 仮想通貨の送付）

第 16 条 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、CXW シードを使って CXW 秘密鍵を再製したうえで、CXW 仮想通貨の全部又は一部を、当社が適当と判断するアドレスに送付することができます。

- (1) お客様の同意がある場合
 - (2) CXW の充電用のリチウムイオン電池の耐用期間の満了その他 CXW に起因する事象から仮想通貨を保全する必要性が発生したと当社が判断する場合
 - (3) 資金決済法その他の法令の改正により、CXW サービスの継続が困難となったと当社が判断した場合
 - (4) 上記第 1 号から第 3 号以外で、この約款の義務違反を解消するために必要なときなど、当社が適当と判断する事由が発生した場合
- 2 前項第 2 号から第 4 号までのいずれかの事由に基づいて、当社が、CXW 仮想通貨の送付を行う場合、当社は、事前に相当期間を置いて、かかる送付を行うことをお客様に告知するものとし、お客様に、ご自身で CXW 仮想通貨の送付の機会を与えるものとします。
 - 3 本条に基づく CXW 仮想通貨の送付のために発生する費用（CXW 仮想通貨を代替ウォレットに送付するための手数料など）は、お客様の負担とします。

第6章 免責事由など

（免責）

第 17 条 次の各項に掲げる事由によりお客様に生じた費用、損失及び損害（以下「損害等」といいます。）については、当社はその責めを負わないものとします。

- (1) お客様が CXW の使用方法に従わないことによって、お客様が負担し

た損害等

- (2) お客様は、CXW 秘密鍵の使用により負担した損害等
- (3) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による当社の義務の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭又は仮想通貨の授受等の遅延又は不能により生じた損害等
- (4) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、誤配、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等
- (5) 当社にお客様から申出のあった情報に基づいて CXW 仮想通貨の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害等
- (6) お客様が入力したか否かに係らず、入力されたメールアドレス及びログインパスワードと当社に登録されているメールアドレス及びログインパスワード（二要素認証その他のセキュリティ措置を含みます。）の一致を確認して行なわれた指示により、CXW 仮想通貨の回復その他の処理が行なわれたことにより生じた損害等
- (7) お客様と当社とを結ぶ通信回線及びシステム機器の瑕疵、障害又は通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害等
- (8) お客様からの CXW 仮想通貨の回復の利用申込みその他のお客様からの指示に関するシステムに起因する損害等（お客様のスマートフォン等のハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、当社及び当社の委託先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動及び処理速度の低下（第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む）を含みます。）
- (9) CXW サービスに関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害等（但し、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。）
- (10) お客様に対する法的措置によりお客様に生じた損害等
- (11) 仮想通貨に対する法律、政令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制若しくは関連した税制の将来の変更が過去に遡及し

- た場合に、これによりお客様に生じた損害等
- (12) CXW サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更又は情報の削除又は消失、お客様との CXW サービスの解約、CXW サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他 CXW サービスに関連してお客様が被った損害等
 - (13) 当社がこの約款上の当社の義務の履行若しくは権利の行使又はこの約款に基づいて当社の実施した措置に関連したお客様が被った損害等
 - (14) CXW のユニークペアリングコードを第三者に知られたことにより、お客様が被った損害等
 - (15) CXW の紛失、盗難、その他の態様による CXW の占有をお客様が喪失したことによりお客様が被った損害等
 - (16) 送付先アドレスの誤入力その他 CXW の使用にあたり、お客様が被った損害等
- 2 第 12 条のとおり、当社は、CXW サービスにおいて、CXW 仮想通貨の預託を受けるものではないため、当社は、お客様に対して、CXW 仮想通貨の送付、受領、その他 CXW 仮想通貨の管理に関して一切の責任を負いません。ただし、第 13 条所定の CXW 仮想通貨の送付についてはこの限りではありません。
- 3 次の各項に掲げる CXW 仮想通貨に固有の事由によりお客様に生じた損害等については、当社は、一切の責任を負いません。
- (1) 仮想通貨ネットワークや特定の取引所に対するサイバー攻撃に起因する損害等
 - (2) 仮想通貨の価格の変動によりお客様が被った損害等
 - (3) 仮想通貨の決済完了が保証されない性質により、取引が遡って無効になることで生じた損害等
 - (4) 仮想通貨のハードフォーク（不可逆的な仕様変更）が生じて、仮想通貨の取引台帳が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなることで、価値が下落し、又は取引が遡って無効になる等により生じた損害等
 - (5) 仮想通貨のハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51%以上を悪意ある者が保有することで不正な取引が生じて仮想通貨の価値がなくなることにより生じた損害等

- (6) 仮想通貨の取引（SBIVC が運営する仮想通貨交換所における取引に限
りません。）に関連してお客様が被った損害等
 - (7) 第 1 号から前号までのほか、当社の責めに帰すことのできない仮想通
貨又はそのブロックチェーンに関連した事由により生じた損害等
- 4 CXW サービス又は当社ウェブサイトに関連してお客様と第三者との間におい
て生じた取引、連絡、紛争等については、お客様の責任において処理及び解決
するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
- 5 当社のウェブサイトのリンク先及び当社のウェブサイトへのリンクが提供さ
れている場合、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイトについて一切責
任を負いません。
- 6 債務不履行、不法行為、その他法律上の請求原因を問わず、当社が、お客様に
対して賠償する損害の範囲は、①当社の行為を直接の原因として現実に発生し
た通常の損害に限定され、間接損害、特別損害等を含まず、かつ、②適用法令
上許容される限度において 1 千万円を上限とします。

第 7 章 期限の利益の喪失

(期限の利益の喪失)

第 18 条 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当
社から通知、催告等がなくても、CXW サービスに係るお客様の当社に対する
一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済
するものとし、

- (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれら
に類する手続の開始の申立てがあった場合
- (2) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの
処分を受けた場合又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する
措置を受けた場合
- (3) CXW サービスに係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて
仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が發送された場合
- (4) お客様の当社に対する CXW サービス又は一切の債務について差し入
れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があった
場合

- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、当社にてお客様の所在が不明となり又は連絡不能となった場合
 - (7) お客様が死亡した場合又は制限行為能力者となった場合
- 2 お客様は、お客様について次に掲げる各号のいずれかの事由が生じた場合、当社からの通知、催告等によって CXW サービスに係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務のすべてを弁済するものとしてします。
- (1) CXW サービスに係る債務、又はその他一切の債務のいずれかについての一部でも履行を遅滞した場合
 - (2) お客様がこの約款又はその他当社が指定する CXW の使用方法等に違反した場合
 - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき当社が判断した場合
- 3 お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限到来の有無にかかわらず、いつでも相殺することができます。
- 4 お客様の弁済額がお客様の債務の全額を弁済させるのに足りないときは、お客様が当社に対して有する一切の債権につき、当社が適当と認める順序方法により弁済充当します。なお、前項の相殺の場合にも同様とします。

第8章 解約

(解約)

第19条 次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款は解約されます。

- (1) お客様が当社所定の方法により、CXW サービスの解約を申し出た場合
- (2) 当社が CXW サービスの解約を申し出た場合
- (3) お客様が SBIVC に対する口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、SBIVC がお客様に解約を申し出た場合
- (4) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等

- 反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
 - (6) お客様が当社のシステムに対して、著しく多くのアクセスを行うことにより相当の負荷がかかることとなり、他のお客様の取引に影響を及ぼす状況であると認められ当社がお客様に解約を申し出た場合
 - (7) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の各号のいずれかにお客様が該当し、当社がお客様に解約を申し出た場合
- 2 前項に基づく解約にあたっては、当社の指定する時期・方法で、お客様に、CXW 仮想通貨のすべてを別のウォレットに送付していただきます。
- 3 第 1 項の規定に基づいてこの約款が解約されたときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。このため、CXW サービスの対価の未払いがある場合は、お客様は、かかる未払分をこの約款に従って支払う必要があります。

第 9 章 雑則

(届出事項の変更)

- 第 20 条 お客様は、当社に届け出ている氏名、住所その他の事項に変更があった場合、その旨を当社指定の方法にて届け出ていただきます。

(通知)

- 第 21 条 お客様は、CXW サービスにおいて当社がお客様に提供することが法律上求められる書面 (今後の法令改正により求められるものを含みます。) については、紙媒体による書面の交付に代えて、これに記載すべき事項を次に掲げるいずれかの方法により提供することを承諾するものとします。
- (1) 電子メールをお客様に送信する方法
 - (2) 当社ウェブサイトにおいて、ファイル又はデータをお客様の閲覧に供する方法

(3) その他当社が適切と認める電磁的方法

- 2 当社からお客様への通知は、この約款に特段の定めがない限り、当社が適切と認める方法により行うものとします。
- 3 当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載がなされた時点で効力を生じるものとします。

(譲渡禁止)

- 第 22 条 お客様は、この約款上の地位及びそれに基づく権利義務を第三者に譲渡、移転又は質入れその他の処分できません。

(損害賠償)

- 第 23 条 お客様が、この約款に違反して当社に損害等を与えた場合は、当社に対しその損害等を賠償しなければなりません。

(準拠法及び管轄)

- 第 24 条 この約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。CXW サービスに関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(約款の変更)

- 第 25 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
- 2 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を、当社の指定する方法で、ご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
 - 3 前項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。